

(様式2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 8 年 6 月 1 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

公田小学校水道管破損修繕業務委託

2 履行（納品）場所

横浜市立公田小学校（栄区公田町 354 番地 3）

3 契約日

令和 8 年 4 月 1 日

4 履行日又は履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日

5 契約金額

990,000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町 3-202
根本設備株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

技術員室 床下より漏水がみられ、水道管の一部が破損していることが判明。学校運営に支障をきたすため緊急で修繕を行った。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に「管」で登録している市内中小企業から、事案が生じた時点で速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立公田小学校